成蹊大学長選考委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、成蹊大学長の選任及び解任に関する規則第４条第３項の規定に基づき、成蹊大学長選考委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

（構成）

第２条　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

（１）委員長

（２）大学に所属する教職員のうちから理事長が選任する委員　３人

（３）理事及び評議員（大学に所属する教職員を除く。）並びに学識経験者のうちから理事長が選任する委員　３人

２　理事長は、委員会を設置したときは、委員会設置の理由並びに委員長、副委員長及び委員の氏名を開示するものとする。委員長、副委員長又は委員が交代した場合も、同様とする。

３　監事は、委員会に出席し、委員会の業務を監査することができる。

（委員長）

第３条　委員長は、評議員会議長又は理事・評議員（教職員である者を除く。）のうちから理事長が任命する。

２　委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

（副委員長）

第４条　委員会に、副委員長１人を置く。

２　副委員長は、第２条第１項第２号に規定する委員のうちから理事長が任命する。

３　副委員長は、委員長を補佐する。

（委員長の交代）

第５条　委員長が学長候補者として推薦されたときは、委員長の職を退くものとし、理事長は、第３条第１項の規定にかかわらず、改めて委員長を任命する。この場合において、理事長は、第２条第１項第２号又は第３号に規定する委員のうちから委員長を選任したときは、次条第２項の規定に基づき、後任の委員を補充しなければならない。

２　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前項の規定を準用する。

（委員長を除く委員の交代）

第６条　委員長を除く委員が学長候補者として推薦されたときは、委員の職を退くものとし、第２条第１項の規定に基づき、理事長が改めて代わりの委員を選任するものとする。

２　委員長を除く委員に事故があるとき又は委員長を除く委員が欠けたときは、第２条第１項の規定に基づき、理事長が改めて代わりの委員を選任するものとする。

（副委員長の交代）

第７条　前条の規定に基づき、副委員長たる委員が交代したときは、理事長は、第２条第１項第２号に規定する委員のうちから１人を改めて副委員長として任命する。

２　第５条の規定に基づき交代した委員長が大学に所属する教職員（第２条第１項第２号に規定する委員を含む。）から選任された場合には、理事長は、副委員長を解任し、第４条第２項の規定にかかわらず、第２条第１項第３号に規定する委員のうちから１人を改めて副委員長として任命する。

（委員長又は委員が学園長候補者となった場合の取扱い）

第８条　委員長又は委員が、学園長候補者となった場合は、委員長又は委員の職を退くものとし、第５条、第６条又は前条の規定に基づき、理事長が改めて代わりの委員長又は委員を選任するものとする。

（委員の任期）

第９条　委員の任期は、委員として任命された日から、理事会が学長を選任する日までとする。

（委員会の運営）

第１０条　委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、委員長を含む委員５人以上の出席がなければ、会議を開き、審議することができない。この場合において、委任状による出席は、認めないものとする。

３　委員会は、緊急その他特段の事由があると委員長が認める場合には、書面又は電磁的方法により審

議することができる。

（委員会の業務）

第１１条　委員会は、次に掲げる業務を行う。

（１）学長選考に関する日程の作成

（２）学長候補者推薦募集の公示

（３）推薦書類の受付、確認及び管理

（４）学長候補者に係る情報の開示

（５）学長候補者の選考及び理事長への推薦

（６）その他学長候補者の選考に関し必要な事項の審議決定及び執行

２　委員会は、常に、公正かつ適正な選考手続を行うよう努めなければならない。

（議事録の開示）

第１２条　委員会の議事録は、確定後速やかに、委員会の定める基準により開示する。

（守秘義務）

第１３条　委員及び監事は、開示することが必要な情報を除き、候補者の選考に関する会議の内容及び候補者に関する情報を理事長以外の者に漏らしてはならない。

（事務）

第１４条　委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

（雑則）

第１５条　この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

（規則の改廃）

第１６条　この規則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附　則（2015年３月27日制定）

この規則は、2015年４月１日から施行する。

附　則（2019年２月22日一部改正）

この規則は、2019年２月22日から施行する。

附　則（2024年12月13日一部改正）

この規則は、2025年４月１日から施行する。